



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

903	指定障害児通所支援事業者の廃止	(障害福祉課).....	1
904	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	1
905	保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課).....	2
906	〃	( 〃 ).....	2
907	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	( 〃 ).....	3
908	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	3
909	道路の位置の指定	(都市政策課).....	3

### ○ 選挙管理委員会告示

61	政治団体の届出事項の異動の届出	.....	4
62	政治団体の解散の届出	.....	5
63	政治団体の設立の届出	.....	5

## 告 示

### 和歌山県告示第903号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年10月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051000192	リハビリ専科チャレンジ倶楽部	橋本市神野々951	放課後等デイサービス	合同会社こまつ制作館	橋本市高野口町名古屋608-3	令和6.10.1

### 和歌山県告示第904号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和6年10月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール和歌山  
和歌山県和歌山市ふじと台23番地

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也  
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前) イオンモール和歌山  
和歌山県和歌山市中字楠谷573番地  
(変更後) イオンモール和歌山  
和歌山県和歌山市ふじと台23番地
- 4 変更年月日  
令和6年6月15日
- 5 変更した理由  
店舗住所の変更のため
- 6 届出年月日  
令和6年8月23日
- 7 届出の縦覧場所  
和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 令和6年10月4日から令和7年2月4日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第905号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和6年10月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第906号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和6年10月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第907号

令和6年農林水産省告示第1621号（以下「告示第1621号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年10月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不分明である通知の相手方

須川信義

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1621号のとおり

#### 和歌山県告示第908号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年10月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

主郷谷川（5-384-2-901）、大熊谷川（5-385-1-901）、上平谷川（5-385-1-902）、栗本谷川（5-386-2-901）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第909号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年10月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3671	有田郡有田川町大字下津野 字金屋1153番の一部、1162 番5の一部、水路	和歌山市黒田一丁目2番17 号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東行男	令和 6.9.24	6.00 5.00	17.43 29.11

## 選挙管理委員会告示

### 和歌山県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年10月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

#### 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党かつらぎ町支部	堀龍雄	会計責任者	藤本憲一	松岡宏行	令和 6.8.23
自由民主党和歌山県第二選挙区支部	二階伸康	代表者	二階伸康	二階俊博	令和 6.8.23
立憲民主党和歌山県第1区総支部	村上賀厚	主たる事務所の所在地	和歌山市九番丁10 九番 丁ビル2階	和歌山市九番丁10 九番 丁ビル5階	令和 6.9.2

#### その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
上山ひさし後援会	田中政彦	主たる事務所の所在地	有田市辻堂905-5	有田市辻堂697-1	令和 6.8.9
		代表者	田中政彦	桑原和希	令和 6.8.9
石田真敏かつらぎ町後援会	中阪雅則	会計責任者	南典昌	松岡宏行	令和 6.8.23
世耕弘成かつらぎ町後援会	中阪雅則	会計責任者	南典昌	松岡宏行	令和 6.8.23
村上賀厚後援会	村上賀厚	主たる事務所の所在地	和歌山市九番丁10 九番 丁ビル2階	和歌山市九番丁10 九番 丁ビル5階	令和 6.8.28
片桐章浩後援会	山部博文	代表者	山部博文	角田幸嗣	令和 6.8.24
玉木ひさと後援会	藤田孝博	主たる事務所の所在地	有田市宮原町道333-2	有田市古江見49-1	令和 6.8.24
林佑美後援会	林佑美	主たる事務所の所在地	和歌山市松江749-15	和歌山市十二番丁31 雑 賀ビル1階	令和 6.9.1

## 和歌山県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年10月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
自由民主党和歌山県参議院選挙区第一支部	世耕弘成	令和 6. 6. 30

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
山口けんじ後援会	山本有三	令和 6. 6. 30
小谷芳正後援会	三前雅信	令和 6. 8. 31
高垣善光後援会	高垣善光	令和 6. 9. 10

## 和歌山県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年10月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
崎山晃市後援会	岡田政吉	崎山剛志	日高郡みなべ町晩稲175	令和 6. 8. 27
和歌山反ワクチン党	高松宏政	高松宏政	和歌山市新中通4-20 ヤマイチPLAZA大新302号	令和 6. 8. 30
早川正志後援会	畑崎周定	早川博志	日高郡みなべ町南道266-1	令和 6. 9. 2
蒼会	奥村匡敏	奥村匡敏	和歌山市秋葉町2-32	令和 6. 9. 4